

## 説 明

地球温暖化対策計画書制度については、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、温室効果ガスを多量に排出する一定規模以上の事業所を設置又は管理する者に対し、温室効果ガスの排出抑制のための計画書及び実施状況書の作成・提出を義務付けるものであり、平成16年4月1日に施行しています。

本制度は、施行後7年を経過（3年ごとに作成する計画書の期間の2巡目を終了）し、一定の役割を果たしてきたところですが、温室効果ガスの更なる削減を図るには、対象事業所の範囲の見直しや計画書等の公表規定の強化など制度の充実を図る必要があります。また、この間、地球温暖化対策の推進に関する法律において、温室効果ガス排出量の報告制度等が制定・施行されており、当該制度における対象事業所の範囲等との整合性について検討する必要があります。

このため、制度の実効性を高めるための本制度の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものです。